

6. 障害についての支援を受ける

(1) 障害年金

病気やケガなどで障害の状態になった原則65歳未満の方が受給要件を満たせば、公的年金制度から障害年金が受けられます。がんで人工肛門造設や喉頭摘出術を受けた方はもちろんですが、日常生活に制限を受ける状態になったがん患者さんも受けることができます。

障害基礎年金は、障害の程度によって1級と2級に分かれており、障害厚生年金は1～3級まであります。なお、障害等級は、身体障害者手帳とは基準が異なるので、注意が必要です。また申請手続きも別に行う必要があります。



覚えておくとよいこと

- ・障害の原因となった病気について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日(初診日)が重要となりますので、必ず書き留めておきましょう。
- ・障害年金を受けるためには、保険料納付要件を満たすことが必要です。
- ・認定基準や手続きが複雑ですので、通院・入院している医療機関のソーシャルワーカーもしくは社会保険労務士にご相談ください。



問い合わせ先 各市町村の国民年金担当窓口 P96

お近くの年金事務所、各共済組合窓口 P98

(2) 障害手当金(厚生年金)

障害厚生年金の3級の障害の状態より傷病が軽く、かつ傷病が治癒している場合は、受給要件をみたせば、障害手当金(一時金として支給されます)が受けられます。まずは通院・入院している医療機関のソーシャルワーカーもしくは社会保険労務士にご相談ください。



問い合わせ先 お近くの年金事務所、各共済組合窓口 P98



覚えておくとよいこと

- ・民間の生命保険に加入している方で、高度障害状態に該当する場合は、高度障害保険金の請求ができる場合があります。ご加入の保険会社へご確認ください。

(3) 身体障害者手帳

身体障害者手帳を持つことにより、以下にある様々な福祉サービスが受けられます。がんで人工肛門造設や喉頭摘出術を受けた方はもちろんですが、日常生活に制限を受ける状態になったがん患者さんも利用できることがあります。

手帳は障害の種類や程度などによって1～6級に区分され、等級によって受けられる福祉サービスの内容が異なります。

■福祉サービスの内容

- ・日常生活用具の給付(人工肛門・人工膀胱などの補装具、電動人工喉頭や特殊ベッド、シャワー・チェア、FAXなど)
- ・税金の控除・減免 ・NHK受信料の減免 ・携帯電話の割引
- ・県営住宅の当選率上昇 ・公共交通機関運賃の割引

日常生活用具の給付 P59

■重度心身障害者医療費等助成の内容

医療保険に加入しているおおむね身体障害者手帳1・2級の方については、医療費の自己負担限度額分の後日手続きによる払い戻しがあります(本人および世帯員の所得によって、該当しない場合があります)。



覚えておくとよいこと

- ・所定の診断書は、都道府県知事に指定された(那覇市の場合は市が指定した)医師のみ作成できます。
- ・まずは通院・入院している医療機関の主治医、またはソーシャルワーカーにご相談ください。
- ・申請してから結果がわかるまで約2～3ヶ月かかります。



問い合わせ先 各市町村の障害福祉担当窓口 P96



コチラもCheck!『がんになつたら手にとるガイド』

- ⇒「年金などからの支給」
- ⇒「身体障害者手帳」